

## 社会福祉法人なの花会 役員等の報酬及び費用の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なの花会（以下「法人」という）定款8条及び第21条の規程に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）並びに評議員、評議員選任・解任委員（以下「委員」）に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 この法人は、役員、評議員及び委員に対し、その職務の執行の対価として報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

### (報酬の額)

第3条 役員、評議員及び委員に対する報酬は、前条2項各号に定める職務について、1日5,000円（所得税の源泉徴収後金額）の支給とする。

### (費用弁償)

第4条 役員、評議員及び委員には、第2条第2項各号に定める職務の執行に伴う費用が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費を別表1により支給する。

### (報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、第2条第2項(3)に掲げる費用については、当該役員及び評議員、委員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

### (兼務役員)

第6条 この法人の施設職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程の定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月17日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年6月17日から施行する。